

別表

業務区分(従事する業務)	主たる技能	技能水準			日本語能力水準			
		育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで	技能を修得しようとする業務に従事するまで	育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで
リネンサプライ(分野別運用方針第三の2及び4(1)に定める業務に従い、ホテルや病院などで使用されたリネン類の入荷、仕分け、洗濯、乾燥、仕上げ、検品、結束、出荷などの一連の業務)	リネンサプライ仕上げ作業	リネンサプライ分野育成就労評価試験(初級)	リネンサプライ分野育成就労評価試験(初級)	リネンサプライ分野特定技能1号評価試験	①日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上 ② 認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。)等における当該水準に相当する日本語講習の受講	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2.2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上